

## 居宅介護（介護予防）支援事業者のみなさまへ

### ●居宅サービス・介護予防サービス計画作成依頼(変更)届出書は速やかに提出してください。

居宅サービス・介護サービス計画作成依頼（変更）届出書（以下「届出書」という。）は、原則として、認定結果が通知され、利用者との契約を取り交わした後、介護（介護予防）サービスの利用を開始する前に、提出してください。提出先は、利用者がお住まいの区役所地域福祉課介護保険係です。

届出書提出の遅延により、介護報酬の支払いも遅れる可能性がありますので、速やかに提出いただきますようお願いします。なお、届出書の様式は、甲と乙の2種類があり、居宅介護（介護予防）支援事業者は「甲」を使用してください。様式（甲）は堺市ホームページからダウンロードできます。掲載場所は次のとおりです。

（届出書の記入の際は、消せるボールペンの使用やスタンプ式印鑑の押印は避けてください。）

掲載場所：堺市ホームページトップ>便利情報>申請書ダウンロード>申請書ダウンロード  
(市民の方へ)>目的別検索>健康・福祉>介護

### ●認定資料の提供依頼書の様式変更及び認定資料受領時の本人確認について

介護保険窓口にて認定資料をお渡しする際、区役所職員より口頭にて、来庁された方が依頼者ご本人であることの確認をさせていただいています。代理人が受領される場合は、本人確認に加えて事業所・施設の在職(所属)確認もいたします。依頼人と同じ事業所・施設職員でない場合はお渡しできませんので、ご注意ください。様式は堺市ホームページからダウンロードできます。掲載場所は次のとおりです。

掲載場所：堺市ホームページトップ>便利情報>>申請書ダウンロード>申請書ダウンロード  
(企業の方へ)>目的別検索>健康・福祉>介護

### ●介護保険要介護・要支援【新規、区分変更、要支援者の要介護新規】認定申請書の受付について

申請日は、堺市に届け出た日、すなわち、申請書の受付日となります。ただし、これらの申請について、申請者（代行申請者）が土日祝日等市役所閉庁日付での申請の申し出があった場合は、当該閉庁日の前日に限り、お預かりします。また、これまで通り、原則として当該閉庁日があけた翌開庁日に限り、遡った当該閉庁日付として受付します。

### ●認定申請書の記載に際して、ご注意いただきたいこと

- 1 ) 認定調査は原則として、介護保険サービス提供中には実施しません。  
例外としては、特養、老健入所中、特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護、ショートステイ、ショートケアを利用中の場合、（看護）小規模多機能型居宅介護を利用中で自宅での調査実施が困難と認められ、かつ（看護）小規模多機能型居宅介護のサービス提供を妨げない場合などに限り、実施することがあります。この点を留意いただいた上で「訪問調査先について」欄を記載いただきますよう、被保険者及びご家族等（以下「被保険者等」という。）にご案内ください。
- 2 ) 「訪問調査について」欄に記入いただく訪問調査日程は、特に都合の悪い曜日及び時間帯がある場合に記入くださいますよう、被保険者等にご案内ください。ご指定いただいても、ご希望に沿えない場合がありますので、ご承知おきください。
- 3 ) 申請日前後の1か月の間に入退院や施設入退所、ショートステイ利用等が、（予定も含めて、）あればその日付について申請書に記載いただきますようご協力ください。

- 4) 主治医欄は、原則として介護を要する原因となっている疾患を診ていただいている医師 1 名（フルネーム）を記載いただくよう被保険者等にご案内ください。また、最終受診年月日は必ず記載いただくようご案内いただくとともに、受診日から日数が相当経過している場合は、再度の受診をお勧めください。代行申請いただくケアマネジャーの方におかれましては、被保険者が現在もその主治医に受診していることをご確認のうえ、医師名を記入ください。
- 5) 担当している被保険者の情報に異動（転居・送付先変更・主治医変更等）があった後の認定申請書等書類の作成・提出を支援・代行いただく際は、住所・送付先・主治医など記載内容に変更の生じる箇所が正しく記入できているか、ご確認をお願いします。
- 6) 消せるボールペンの使用やスタンプ式印鑑の押印は避けてください。
- 7) 本人氏名欄や提出代行者・申請代理人欄の氏名について、本人（法人にあっては、その代表者）が自署しない場合は、記名押印をしてください。

※令和 6 年 12 月 2 日以降、現行の健康保険証の発行が終了し、マイナ保険証（健康保険証の利用登録が行われたマイナンバーカード）を基本とする仕組みに移行されました。このことに伴い、第 2 号被保険者（40～64 歳）の方の医療保険加入関係の確認方法は、以下の取扱いとします。

#### マイナ保険証を保有している

- ・マイナポータルからダウンロードした「医療保険の資格情報画面」の提示又は自身のスマートフォン等でマイナポータルにアクセスして医療保険の被保険者資格情報が表示された画面の提示
- ・「資格情報のお知らせ」または「資格確認書」の写しの添付

#### マイナ保険証を保有していない

- ・「資格確認書」の写しの添付

### ●堺市介護保険要介護・要支援認定申請書の様式変更について

提出代行者による申請書提出に係る代行者の押印については、令和 8 年 4 月 1 日以降、押印不要とする方向で、現在、手続きを進めています。

### ●認定調査に同席される担当ケアマネジャーの方へ

認定調査に担当ケアマネジャーが同席される場合のお願い

- ・認定調査で頻度による選択を行う際などには、デイサービス利用時の状況も勘案して、選択する必要があるため、デイサービス利用時の状況をお尋ねすることがありますので、ご協力ください。



## ●障害のある方への配慮について

高齢障がい者の方への介護保険サービスの提供、とりわけ、コミュニケーションに支援が必要な方々には、通常の支援に加え、適切に意思疎通を図りながら、相手の立場に立ったきめ細かな対応が求められます。これについては、大阪府からパンフレットが発行されていますので、下記のとおり**大阪府ホームページ**から、入手いただき、業務にご活用ください。

【参考】大阪府ホームページ <https://www.pref.osaka.lg.jp>

「介護のこころえ『障がいのある方への配慮について』」

掲載場所：大阪府ホームページトップ>健康・福祉>高齢者福祉>介護保険>広報・パンフレット>「介護のこころえ『障がいのある方への配慮について』」

## ●ケアプラン提出時のチェックポイント

ケアプラン点検にご協力いただき、誠にありがとうございます。

介護保険課からのケアプラン点検依頼があった時、または「訪問介護（生活援助中心型）」の利用回数が多いケースのケアプランを作成した時は、ケアプランの提出が必要となります。最近、提出漏れや記載不足が見受けられます。

以下の内容をご確認いただき、適切なご提出をお願いいたします。記入が不足していると再提出の可能性がありますので、ご注意ください。

### ①通常のケアプラン点検について

ケアプラン点検の対象となる場合、次の点をご確認ください。

- モニタリング記録

提出を求められた期間について、

各月のモニタリング記録が揃っているか再度ご確認ください。

- 自己チェック表の記載

以下の欄で、記入漏れがよく見受けられます。

- ケアマネジャーの「受験資格」

- 「ケアマネ経験年数」

### ②生活援助中心型の訪問介護の回数が多いケアプランについて

「生活援助（家事援助）中心型」で利用回数が多いケアプランは、介護保険課への提出対象となります。該当するケアプランを作成された場合は、以下の堺市ホームページをご確認の上、提出をお願いします。

掲載場所：堺市ホームページトップ>健康・福祉>福祉・介護>高齢者福祉>事業者向け情報>介護事業>訪問介護（生活援助中心型）の回数が多いケアプランの届出について

【参考】厚生労働大臣が定める回数（1か月あたり）

| 要介護度 | 要介護1 | 要介護2 | 要介護3 | 要介護4 | 要介護5 |
|------|------|------|------|------|------|
| 回数※  | 27回  | 34回  | 43回  | 38回  | 31回  |

※身体介助に引き続き生活援助が中心である訪問介護を行う場合の回数は含みません。

## ●特定事業所加算について

**趣旨** 特定事業所加算制度は、“中重度者や支援困難ケースへの積極的な対応や、**専門性の高い人材の質の高いケアマネジメント**を実施している事業所を評価し、地域における居宅介護支援事業者のケアマネジメントの質の向上に資することを目的とするものである。”[老企36第3の14]とされています。

**基本的取り扱い方針** 特定事業所加算（Ⅰ）（Ⅱ）（Ⅲ）又は（A）の対象となる事業所については、

公平中立性を確保し、サービス提供主体からも実質的に独立した事業所であること、常勤かつ専従の主任介護支援専門員および介護支援専門員が配置され、どのような支援困難ケースでも適切に処理できる体制が整備されている、いわばモデル的な居宅介護支援事業所であることが必要となります。自ら積極的に支援困難ケースを受け入れるのでなければならず、また、そのため、常に地域包括支援センターとの連携を図らなければならないこととされています。該当する居宅介護支援事業所はこの趣旨に合致した適切な運用を図ってください。

## ●ケアプランデータ連携システムについて

「ケアプランデータ連携システム」とは、居宅介護支援事業所と介護サービス事業所間で毎月やりとりされるケアプランの一部情報（予定・実績）をデータ連携するシステムです。厚生労働省からの依頼により、国民健康保険中央会において構築され、令和5年4月より運用しています。

サービス提供票や居宅サービス計画書など、手書き・印刷し、ファックスや郵送等でやりとりしていた書類を、データで送受信できるようになるため、業務負担軽減やコスト削減が期待できます。

詳細は、下記のケアプランデータ連携システム ヘルプデスクサポートサイトをご覧ください。

外部リンク <https://www.careplan-renkei-support.jp/>

ケアプラン ヘルプデスク

検 索

